

(写)

長野労発基 1021 第 3 号
令和 4 年 10 月 21 日

(一社) 長野県労働基準協会連合会長 殿

厚生労働省長野労働局長
(公 印 省 略)

死亡災害緊急警報の発令について (要請)

長野県内において、9 月末からわずか約半月の間に相次いで 6 名もの働く人の尊
い命が失われました。この死亡災害発生のペースは、過去最悪のものです。

これら災害の発生原因等は、現在調査中ですが、基本的な安全措置を怠ったこと
が推測されます。

こうした事態を受け、「死亡災害緊急警報」(別添)を発令し、広く県民に対して
注意を促すとともに、県内各事業場に対し、基本的な安全措置の徹底を求めること
にいたしました。

つきましては、趣旨を御理解の上、「労災による死亡者を、悲しみをゼロに」す
るため、会員等関係者に対して本警報の周知等を図っていただくようお願いいたし
ます。

【参考】死亡災害緊急警報の特設ページ アドレス

https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/shibousaigai_keihou.html



※死亡災害事例等の関係資料は、上記ページに掲載のリンクから御覧になれます。

令和4年10月21日
長野労働局

死亡災害緊急警報

－労災による死亡者を、悲しみをゼロに－

1 趣旨等

長野県内において、本年9月末からわずか約半月の間に相次いで6名もの働く方の尊い命が失われた。これら災害の発生原因等は、現在調査中であるが、基本的な安全措置を怠ったことが推測されるものである。

こうした事態を受け、「死亡災害緊急警報」を発令し、広く県民に対して注意を促すとともに、県内各事業場に対し、基本的な安全措置の徹底を求めることとするもの。

2 重点実施期間

令和4年10月21日から同年11月30日までとする。

3 事業場における実施事項

次の事項を含め、各作業様態に応じた基本的な安全措置の徹底を図ること。

- ・高所作業においては手すり等を設置し、その設置が困難な場合においては墜落制止用器具を使用させるなど墜落による危険防止措置を講じること。
- ・動力機械の可動域に設置された安全カバーや安全装置等については、常に有効な状態で使用すること。
- ・動力機械の調整作業等を行う場合において、作業者に危険を及ぼすおそれがあるときは、機械の運転を停止すること。
- ・車両系建設機械を用いる場合は、路肩へ近づかないようにし、その可動範囲内に他者の立入りを禁止するなど必要な危険防止措置を確実に講じること。
- ・フォークリフトやトラックなどの車両の運転席から離れる場合は、エンジンを止め、かつサイドブレーキを引くなど逸走防止措置を確実に講じること（歯止め（車輪止め）等の必要な措置を含む。）。
- ・重量物の入ったカゴなどを高く積まないこと。また、崩壊・倒壊や落下防止のための固定措置等を講じること。

非常事態

本年9月末以降 死亡災害が連続発生

死亡災害緊急警報発令！ (令和4年10月)

— 基本的な安全措置の徹底を!! —



“労災による死亡者を 悲しみをゼロに”
長野労働局・各労働基準監督署

長野県内においては、本年9月末からわずか約半月の間に相次いで6名もの働く方の尊い命が失われています。

これら災害の発生原因等は現在調査中ですが、基本的な安全措置を怠ったことが懸念されます。

長野労働局及び各労働基準監督署では、こうした事態を受け、

『死亡災害緊急警報』

を発令し、各事業場に対し、基本的な安全措置の徹底を求めています。

労働災害で悲しむ人をゼロにしましょう！

本年発生した死亡災害から見た再発防止のためのポイント

※ 各事業場におかれましては、次の事項を含め、各作業様態に応じた基本的な安全措置の徹底を図ってください。

【高所からの墜落・転落災害防止】

- 高所作業においては手すり等を設置し、その設置が困難な場合においては墜落制止用器具を使用させる等墜落による危険防止措置を講じること。

【動力機械へのはさまれ・巻き込まれ災害防止】

- 動力機械の可動域に設置された安全カバーや安全装置等については、常に有効な状態で使用すること。
- 動力機械の調整作業等を行う場合において、作業者に危険を及ぼすおそれがあるときは、機械の運転を停止すること。

【車両系建設機械・フォークリフト関連災害防止】

- 車両系建設機械を用いる場合は、路肩へ近づかないようにし、その可動範囲内に他者の立ち入りを禁止するなど必要な危険防止措置を確実に講じること。
- フォークリフトやトラックなどの車両の運転席から離れる場合は、エンジンを止め、かつサイドブレーキを引くなど逸走防止措置を確実に講じること(歯止め(車輪止め)等の必要な措置を含む)。

【倒壊災害防止】

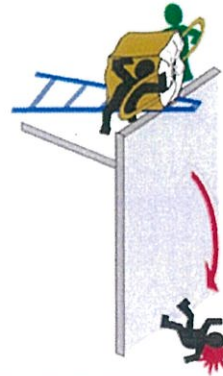
- 重量物の入ったカゴなどを高く積まないこと。また、崩壊・倒壊や落下防止のための固定措置等を講じること。

死亡災害事例

事例1【墜落災害】

（災害の概要）

鉄筋コンクリート造3階建て建築物の解体工事中、屋根裏フロアにおいて、フレキシブルコンテナバッグ（以下「フレコン」）に詰めた建築廃材を地上に下ろすため、建築物端部に脚立を渡しスロープを作り、2名でその上を移動させ建築物端部からフレコンを投下していたところ、うち1名がフレコンや脚立とともに墜落し、高さ約10m下の地面に激突した。

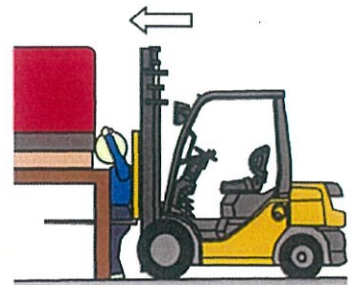


事例2【フォークリフト災害】

（災害の概要）

被災者は、倉庫（商品保管庫）内において1人で作業を行っているときに、フォークリフトのバックレストと金属製の棚の間にはさまれ、死亡した。

被災者が発見された際に、フォークリフトはエンジンがかかった状態であった。



事例3【墜落災害】

（災害の概要）

4tトラックに稲藁を積み込み終えて、トラック運転席キャビン上からシート掛け作業中（シートに取り付けられたゴム紐を引っ張っていたところ）、ゴム紐の取り付け部がちぎれ、その反動で高さ2m強のキャビン上から墜落し、地面に後頭部を強打し、その後死亡した。安全帯（墜落制止用器具）や保護帽は未着用であり、特段の墜落による危険防止措置はとられていなかった。



事例4【倒壊災害】

（災害の概要）

被災者は、床面に置いた金属製コンテナの中を確認していたところ、すぐ脇の3段に積み重ねられていた金属製コンテナ（3段の積み上げ高さ：3m弱）が倒壊（最上段のコンテナ重量：1t強）し、被災者に激突した。保護帽は破砕し、被災者は死亡した。



事例5【はさまれ・巻き込まれ災害】

（災害の概要）

加圧成型機（動力機械）により製品の製造作業中、上下に動く可動部に頭部をはさまれた。

事例6【転落災害】

（災害の概要）

山岳の下山中、登山道から約100m滑落した。

≪ 長野労働局 死亡災害等速報 ≫

URL : [https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-](https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/jirei_toukei/saigaitoukei_jirei/shibousaigaitou_sokuhou.html)

[roudoukyoku/jirei_toukei/saigaitoukei_jirei/shibousaigaitou_sokuhou.html](https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/jirei_toukei/saigaitoukei_jirei/shibousaigaitou_sokuhou.html)

（令和4年10月）

